

令和4年 第3回(定例)高鍋町議会会議録(第3日)

令和4年9月7日(水曜日)

議事日程(第3号)

令和4年9月7日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

(一般質問通告一覧表)

順位	質問者	質問事項 質問の要旨	質問の 相手	備考
4	14番 杉尾 浩一	1. コロナ禍において飲食業等の経済支援について ①町においてコロナ感染状況を伺う。 ②国、県、町の支援実績を伺う。 ③経済支援後の納税の変化を伺う。 ④コロナ関連廃業店舗の実数の把握を伺う。 ⑤県の行動制限について、飲食関連各団体から要請が出ているが、町としての見解を伺う。 ⑥町として国、県に働きかけるか伺う。 ⑦新規開業、店舗拡大等の支援策、補助策を伺う。 ⑧町独自の新規支援補助の検討はあるか伺う。 ⑨町人口減少状況における関係人口の流入の核となるべき飲食業に対する期待と支援の考えを伺う。 ⑩飲食業は町の産業であることの町長の見解を伺う。	町長	
5	12番 春成 勇	1. 新型コロナウイルスの現状について ①第7波では、町内感染者が多くなっているが、町としての対応はどうしているのか伺う。 ②ワクチン接種の現状と今後について伺う。 ③町では感染者及び濃厚接触者が相談をするところはあるのか伺う。 ④コロナ禍によるふるさと納税について伺う。	町長	
		2. 人口減少対策について ①空き家の現状について伺う。 ②空き地及び耕作放棄地の管理について伺う。 ③町内の移住定住の現状について伺う。	町長 農業委員会	

		<p>3. 上水道について</p> <p>①上水道の水道施設の現状について伺う。</p> <p>②給水管及び配水管の現状について伺う。</p>	町 長	
		<p>4. 農産物のサツマイモの基腐病について</p> <p>①サツマイモの基腐病の感染拡大防止対策について伺う。</p>	町 長	
6	15番 後藤 正弘	<p>1. 施政方針について</p> <p>①10項目の達成すべき目標について伺う。</p> <p>(1)短期・中期・長期と分けておられるが、現在の進捗度を伺う</p>	町 長	
		<p>2. ヤンバルトサカヤスデまん延防止について</p> <p>①ヤンバルトサカヤスデに関する研究について伺う。</p> <p>(1)経緯・共同研究概要・各関係機関の役割。</p> <p>(2)忌避剤とは・目標について伺う。</p>	町 長	
		<p>3. 町営住宅火災後について</p> <p>①設計までは、議会承認は得られているが、現在の状況と今後の対策を伺う。</p>	町 長	
		<p>4. ごみ問題について</p> <p>①家庭用ごみは、現在高鍋町でどのくらいの量が出ているのか伺う。</p> <p>②不法投棄は、現在もあるのか伺う。</p> <p>③ごみを減らす対策をどのように考えているのか伺う。</p>	町 長	
		<p>5. 交通問題について</p> <p>①最近、本町でも、他町でも交通死亡事故が多いが警察や関係機関との連携はどうなっているのか伺う。</p>	町 長	
		<p>6. 国県への要望について</p> <p>①要望書は重要で、切実な問題を国県へ要望しているが、喫緊の問題点はどのようなものか伺う。</p>	町 長	

7	1 番 田中 義基	<p>1. 高鍋町企業立地奨励条例の内容とその運用について</p> <p>①企業誘致推進ための施策は、この条例を基本と位置付けて継続していくのか。</p> <p>②どのようなビジョンのもと、企業誘致を推進していくのか。</p> <p>③条例の奨励制度の内容は、そのビジョン実現のための材料として、適合したものと判断できるか。</p> <p>④業態変更しない飲食店小売業者等への奨励措置についても一考すべきでは。</p> <p>⑤条例の改正等を進めていくべきではないか。</p>	町 長	
		<p>2. これまでの質問案件のその後の進展について</p> <p>① (H31. 3. 19) 改正水道法について。</p> <p>(1)水道施設更新と広域連携の検討経緯は。</p> <p>② (R2. 3. 19) 下水道事業の広域化・共同化計画について。</p> <p>(1)企業会計への転換推進は。</p> <p>(2) 3 町での広域化・共同化の検討は。</p> <p>③ (R2. 6. 9) わかば保育園の子育て支援センター併設について。</p> <p>(1)センター併設の具体的検討は。</p> <p>④ (R3. 6. 7) 消防指令業務共同運用化について。</p> <p>(1)共同運用センター設置の検討要旨資料等の内容とその扱いは。</p> <p>(2)現在までの協議の経過は。</p>	町 長	

出席議員（14名）

1 番 田中 義基君	2 番 永友 良和君
3 番 八代 輝幸君	5 番 松岡 信博君
6 番 青木 善明君	7 番 黒木 博行君
8 番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君
15番 後藤 正弘君	16番 緒方 直樹君

欠席議員（なし）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君 事務局長補佐 井戸川 隆君
議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	教育長	島埜内 遵君
農業委員会会長	坂本 弘志君	代表監査委員	森 弘道君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			野中 康弘君
財政経営課長	飯干 雄司君	建設管理課長	吉田 聖彦君
農業委員会事務局長	杉 英樹君	地域政策課長	日高 茂利君
会計管理者兼会計課長			鳥井 和昭君
町民生活課長	鳥取 和弘君	健康保険課長	山下 美穂君
福祉課長	杉田 将也君	税務課長	宮越 信義君
上下水道課長	渡部 忠士君	教育総務課長	横山 英二君
社会教育課長	岩佐 康司君	農業政策課長補佐	鍋倉 健仁君

午前10時00分開議

○議長（緒方 直樹） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。

まず、14番、杉尾浩一議員の質問を許します。14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。おはようございます。杉尾浩一でございます。本日、1期4年目最後の一般質問ができることに感謝申し上げます。傍聴席の皆様、朝早くから傍聴ありがとうございます。

本日は、コロナ禍における飲食業等の経済支援についてを質問いたします。現状の把握と将来に向けてどのように飲食業等を支え、町の産業としての地位を確実にしていくかを具体的に質問していきます。

すみませんが、慣例と違いまして、全ての質問は発言者席にて行います。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。まず、1番ですね。高鍋町における新型コロナウイルス感染症の状況を伺います。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。本町の新型コロナウイルス感染症の状況についてでございますが、感染力がより強いとされますオミクロン株B A. 5系統への置き換えや行動制限を伴わないこの夏の人流増の影響で、全国的に新規感染者が過去最多を更新する地域が相次いでおり、本町におきましても依然として感染者が多い状態が続いております。9月3日現在で、累計2,997名の感染が確認されており、第7波におきましては10歳未満から40代の若い世代が感染者数の7割以上を占める状況でございます。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 高止まりと言われながら、まだずっと続いている状況があるということを認識しております。

では、質問に移ります。飲食業に対して、これまで約3年間様々な支援が行われました。実績として、総額と店舗数を伺います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。新型コロナウイルス感染症の影響を受けました飲食店に対する支援金、及び営業時間短縮要請等に関わります協力金の総額及び店舗数についてでございますが、令和2年5月から緊急支援金が3回、休業等要請支援金が1回、時間短縮要請支援金が合計8回の実施でございまして、支援対象は延べ2,120件、7億9,952万9,000円の実績額でございます。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。相当な金額になります。

では、3番目の質問に移ります。経済支援を受けた飲食業者の課税納税の変化を伺います。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。飲食業についての所得課税状況等の把握については行っておりませんが、飲食業を含む営業所得につきましては、令和2年、3年ともコロナ禍以前の令和元年と比較すると増加をしております。所得増加の要因が休業補償等の飲食業等への経済支援によるものか、につきましては把握をしております。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。普通に考えたら、受けた支援は納税という形で戻すという形になるというのが、私の見解でございます。

では、4番目の質問です。経済支援を受けた店舗でも、新型コロナ感染症に関連して廃業したところがあるんじゃないかとうわさに聞くことがあります。保健所、警察生安課への廃業届を把握していると思いますが、実数を伺います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。直接的なコロナ禍の影響により廃業され

た店舗、こちらの数のほうは公表されておりませんが、把握をしておりませんが、高鍋商工会議所のほうによりますと、高齢などの理由でコロナ禍以前から廃業等を予定されていた店舗等もございまして、そのようなケースも含めて、数件の廃業を確認しているというところがございます。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。支援を受けて、経営の維持をされている店舗は数多くあるということがよく分かります。先ほど答弁にありましたように、高齢等で廃業したという部分は私も一部把握しておりましたが。実際、様々な経営者に話を聞きますと、今回の支援がなかったら、もうとっくの昔に店はつぶれていた。支援に対して大変感謝をしているという声がありました。

時間短縮という形の休業中でも、家賃、光熱水費、カラオケリース代等、必ず支払いをしなければならないです。しかも、時短が終わってもお客さんは戻ってきません。毎日仕入ればかりで、赤字が続くだけなんです。

5番目です。県の行動制限について、1テーブル4人以下、2時間以内の利用と制限をしております。この制限に何らかの科学的根拠を見いだすことは、私自身の不勉強のためか、私はできません。どなたか理解できるよう、説明してくれる方はいらっしゃいませんか。飲食業3団体、県飲食業生活衛生同業組合、県社交飲食業生活衛生同業組合、県すし商生活衛生同業組合が県に対し制限の緩和を求める緊急要望書を提出いたしました。

高鍋町内にも各団体の支部がありますが、町ではどのように把握されていますか。この制限に対しての見解がありますか、伺います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） お答えいたします。現在、発令中の医療非常事態宣言における行動要請につきましては、県において地域経済への影響を十分考慮しつつも、医療のひっ迫状況等からやむを得ず判断されたものと受け止めております。また、1卓4人以下、2時間以内という行動要請につきましては、厚生労働省の専門家会議で協議され、要請されたもので、それを参考に県において判断されたものと考えております。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。先日、宮崎日日新聞のコラムに飲食店の制限、業態に応じた施策をという記事が出ております。ちょっとだけ読みます。「イベントや祭りは大勢集客して開催しているのに、飲食だけストップをかけるのは腑に落ちない。対策に一貫性がない。」これは先ほど申しました3団体が言ってきたことですね。影響がやっぱり深刻なのが宴会場を抱える中規模の店舗や、2次会とかそういうところで行くスナックとかバーとかが一番影響を受けているという形になっております。

この中では、社交飲食業の副理事長が、「今回が今までで一番きつい。」というコメントがありますし、すし商の理事長も、「団体客の利用に急ブレーキがかかり、300人以上のキャンセルが出た。」と悲痛の声を上げ、店の面積や席数に応じた人数制限の緩和を

求めました。

これにも書いてあるんですけど、感染の波が来るたびに対策の急所として制限を受けてきた飲食店だが、業態や規模は様々であり、これまで原則一律に行ってきた規制の内容や支援の在り方について、行政はよりきめ細かな対応を模索すべきではないかというふうに結んであります。

そこで伺います。町として国、県に対して、この件に対する働きかけをする予定、検討はありますか、伺います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。現在のところ、町内の飲食店関連団体から町に対して要望は頂いておりませんので、予定しておりませんが、今後、関連団体等からの要望などがございましたら、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。頼もしい答弁、ありがとうございます。

7番目です。高鍋町において飲食業の新規開業、店舗拡大等への支援策、補助策はありますか、伺います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。飲食業に限定するものではございませんが、町内での新規開業への支援といたしましては、高鍋町創業支援事業補助金の制度を設けておりまして、一定の要件はございますが、町内で新たに創業をされる場合に補助金を交付しているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。一定の補助金等があるということですので、利用される方は、私も含めてほとんど知りません、そういうものがあるということ。利用される方があれば、広く広報していきたいと思えます。

8番目、高鍋町の産業を担う飲食業に対し、コロナ禍、コロナ後の町独自の新規の支援補助の事業を検討する予定はありますか、伺います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。関係団体との御意見も参考にしながら、必要な支援策等を検討してまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） ぜひよろしく願います。

9番目です。町の人口減少が続く中、関係人口の流入の核となるべきは飲食業だと、私は考えております。飲食は、人生において生きるためであり、大きな楽しみであり、友人、同僚、先輩、後輩、赤の他人と同席することで生まれるコミュニケーション、情報の交換、下らない話の中から新しい人生の何かを見つけるかもしれない。とっても大切な場だと思っております。

そこで町長に伺います。これからの飲食業への期待と支援の考えを聞かせてください。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 飲食サービス業の集積は本町の魅力であり、特徴の一つになっております。県外からも多くの方が見える飲食店もございます。飲食サービス業は、にぎわいの創出や地域の活性化にも重要な役割を担っている、ある意味では町の環境を推進する業種であると考えているところです。必要な支援を今後も検討してまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） ありがとうございます。

すいません、最後の質問なんですけど、町長は以前答弁の中で、飲食業は町の産業であり、その魅力を発信していくとありました。コロナ禍においても、その考えは持ち続けていらっしゃると思います。改めて、飲食業者、関連業者、例えば酒屋さん、タクシー業者さん、運転代行業者さん、もろもろありますが、それと飲食業利用者に向けて、強い言葉でその思いを語っていただきたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 先ほど申しましたが、特に昨今は食の飽食というところちょっと嫌な表現にはなりますけれども、いろんなテレビ、マスコミを見ても食に関する番組、あるいは情報が数多く氾濫して、ある意味では食を通して人が移動するという、極めて重要な業種であるというふうに考えております。

飲食産業は、本町における町のにぎわいづくりや地域活性化のために中心的な存在の一つであり、町の魅力の重要なポイントであります。引き続きその魅力を発信してまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。ありがとうございます。力強いお言葉、ありがとうございます。実際のところ、私を含めた飲食業の人間は、本当に先が見えない状況になっております。先ほどの新聞記事にもありましたが、業態の変化に応じて、それを何らかの形で反映させていただいたらいいかなと思っております。

私自身も飲食の現場で働いて37年あまり、バブルも経験、リーマンショックも経験、口蹄疫も経験、東北の震災も経験、そして現在のコロナ禍。若い頃は朝5時、6時まで仕事し、夢に向かって頑張っておりましたが、現代のような先が見えない中、モチベーションを維持することは大変困難です。しかし、この仕事に夢と希望を持っている者がいる限り、お客さんがいる限り、頑張るしかないのです。

町長には飲食業の衰退は町の衰退と同じであると強く認識を持ち、その対策を取っていただくことを要望いたします。

これで、杉尾浩一の一般質問を終わります。

○議長（緒方 直樹） これで、杉尾浩一議員の一般質問を終わります。

ここで消毒のため、一、二分ほどそのままお待ちになってください。

午前10時18分休憩

.....
午前10時20分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

日程第1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 次に、12番、春成勇議員の質問を許します。12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。傍聴席の皆様、本日は傍聴に来ていただきまして、誠にありがとうございます。

ロシアのウクライナ侵攻により、生活に欠かせないエネルギーや食糧などが値上がりしています。新型コロナウイルスも4年目になっていますが、収束のめどが立たず、まだまだ続いていくように思われます。今回も新型コロナウイルスの現状について、質問します。

①、第7波では、町内感染者が多くなっているが、町としての対応はどうしているのか、お伺いします。

②、ワクチン接種の現状と今後について。

③、町では感染者及び濃厚接触者が相談をするところはあるのか、お伺いします。

④、コロナ禍によるふるさと納税について。

次に、人口減少対策について。

①、空き家の現状について。

②、空き地及び耕作放棄地の管理について。

③、町内の移住・定住の現状について。

新型コロナウイルスの現状についてと人口減少対策については、発言者席にて質問いたします。

次に、上水道について。上水道の水道施設の現状について、以前、平成30年3月に質問しましたが、水道施設の現状及びその後の検討状況について、町長に答弁願います。

次に、給水管及び配水管の現状については、発言者席にて質問いたします。

次に、農産物のサツマイモの基腐病は鹿児島県より始まり、串間市、児湯地区でも基腐病がまん延しております。町長の会社でもサツマイモ基腐病についてどう思われているのか、町長に答弁願います。

次に、サツマイモの基腐病の感染拡大防止対策については、発言者席にて質問いたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。皆様、おはようございます。お答えいたします。

まず上水道の水道施設の現状及びその後の検討状況についてでございますが、竹嶋浄水場に比べ、老瀬浄水場については老朽化が著しい状況にあります。また、青木配水池につ

きましても、築造以来50年以上が経過している状況です。そのため、老瀬浄水場につきましても計画的な修繕を行いつつ、延命化を図っている状況でございますが、老瀬浄水場及び青木配水池の更新につきましては、今後の人口減少による使用水量の減少や料金収入の落ち込みを見据え、水道施設全体の統廃合の必要性などを検討していく中で計画していかなければならないと考えております。

次に、サツマイモ基腐病についてでございますが、生産農家はもとより、加工を行う業者においても原料の確保という点では非常に懸念をしております。農薬の開発などが進められているようですが、まだ特効薬というものはないので、国が推奨しております基腐病を持ち込まない、増やさない、残さない、この三つのポイントを生産者において実践をしていただくことが重要であると考えております。本町のみならず、管内全ての生産者がまん延防止のための意識を高め、行動していただきたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。新型コロナウイルスは、もうじき4年目になろうとしています。全世界で令和4年8月31日現在で、感染者は約6億115万人、死亡者が648万人、日本での感染者数は約1,879万人、死者が3万9,000人、宮崎県では約16万6,000人、死者数が278人、高鍋町では、令和4年3月16日から6月10日まで感染者数は506名、6月10日から8月31日までは1,831名、約3.6倍に増えていて、高鍋町では10人に1人が感染している状況です。

第7波では町内感染者は多くなっているが、町としての対応はどうしているのか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。第7波での町内感染者増についてでございますが、感染力が強いとされておりますオミクロン株がBA.5への置き換わりとなりました。また、行動制限を伴いませんこの夏の人の動きが多かったこともあり、全国的に新規感染者が過去最多を更新する地域が相次いでおります。本町におきましても、依然としまして感染者が多い状態が続いております。町の対応といたしましては、ワクチンの接種事業の実施、また全戸配布チラシやホームページ、ライン等によりまして、感染症対策についてのお願い、また情報の提供などを継続して行っているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。ワクチン接種は、現在4回目になっています。1回目から4回目までの接種をした人数と、何%になっているのか、また4回目にはどのような接種になるのか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。8月29日現在の接種回数ですけれども、1回目接種が1万5,864回、2回目が1万5,757回、3回目が1万2,528回、4回目が5,030回となっております。前回、質問にお答えをいたしましたのが6月6日だ

ったんですけれども、そのときと比較をいたしますと、1回目に関しましては88回、これいずれも増加ですけれども、1回目が88回、2回目が114回、3回目が722回増加しております。なお、4回目接種の5か月経過、60歳以上の方の接種された率は80.5%、これは県平均64%と比較をしますと、かなり高い割合となっております。

現在、4回目接種を中心に、集団接種及び個別医療機関での接種を実施しておりますけれども、4回目の接種は3回目接種から5か月が経過をされました60歳以上の方、18歳以上の基礎疾患を有する方、また医療従事者や高齢者施設などの従事者の方を対象としております。秋以降の接種が予定されておりますが、オミクロン株対応ワクチンにつきましても、国の法律改正があり次第、円滑に接種が実施できますよう町内の医療機関と連携をしながら準備を進めてまいります。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。町では、感染者及び濃厚接触者は相談するところがあるのかということで、県では24時間体制で新型コロナウイルス感染症受診相談センターがありますけど、県だけでは感染者が多くなると、電話の対応ができなくなると思います。町で感染者の問合せを聞く窓口が必要になるのではないかと伺います。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。感染者及び濃厚接触者の相談についてでございますが、議員がおっしゃいましたように、感染者数の増加に伴いまして、その役割が高まっているものと認識をしております。本町にも問合せがありますし、またそのような場合は、健康保険課でありますれば保健師、また職員などで相談内容を聞き取りまして、その内容に応じて対応を進めております。また、かかりつけ医などへの医療機関への相談であったり、先ほどおっしゃいました県の新型コロナウイルス感染者を受診相談センターを御案内などを行っているところでございます。町に対しての相談がありましたら、こちらのほうでも対応も現在しているところです。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。最近、政府ではコロナウイルス対策を今までとは違う政策に変えつつあります。全数把握や濃厚接触者などに社会活動を考慮して、コロナ療養期間を10日から7日に変更したり、また自宅療養を待機期間7日から5日に変更、抗体検査が2日目と3日目に2回続けて陰性だった場合、3日目に解除することを見直し、またオミクロン対応新ワクチンを9月に接種を開始することですので、今後、検討していただきたいと思っております。

次に、ふるさと納税の制度改正はいつから、何年目で、これまでのふるさと納税の受入れ額の推移はどうなっているのか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。ふるさと納税制度でございますが、平成

20年5月に導入されておりまして、本年度で制度創設から15年目を向かえているところでございます。寄附受入れ額の推移につきましては、平成20年度から平成25年度までにつきましては、平均で150万円程度、平成26年は327万円、平成27年度は2,216万円と推移しておりまして、ふるさと納税推進業務委託のほうを開始いたしました平成28年10月以降につきましては、平成28年度が5億7,854万円、平成29年度25万、すみません、25億6,916万円、平成30年度21億8,273万円、令和元年度が16億1,492万円、令和2年度12億356万円、令和3年度につきましては9億5,686万円と推移してきておるところでございます。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。コロナ禍による巣籠もり需要により、ふるさと納税が増えると聞いていますが、本町はなぜ影響がなかったのか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。コロナ禍におけるふるさと納税の影響についてでございますが、全国的にはふるさと納税による寄附額、こちらのほうが令和元年度が4,875億円、令和2年度6,724億円、令和3年度は8,302億円と、コロナ禍においても増加傾向となっておるところでございます。また、コロナ禍の影響での特徴的なものとしていたしましては、先ほど申されました巣籠もり需要による増加のほか、体験型返礼品の需要減少、地域を助けたい、支援しようというような意図の寄附者による応援消費トレンドが生まれたことなどが挙げられております。

そのような状況の中、本町におきます寄附受入れ額につきましては、議員の御指摘にもございますように年々減少しているところでございます。これらの要因としていたしましては、平成30年度から令和元年度にかけて、国の返礼品基準の変更に沿った形での地場産品や返戻率等の見直しのほうを段階的に行ったことなどが大きく影響しているものと考えしているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。地域活性化するためには、ふるさと納税の推進が必要であると考えます。ふるさと納税を推進する取組を行っていくつもりなのか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。ふるさと納税の推進につきましては、本年10月からふるさと納税推進業務体制のほうを一部変更することに合わせまして、本年度後半からふるさと納税ポータルサイトのほうの更新も予定しておりますので、それらの取組と同時にさらに地元事業者等との連携も図りながら、新たな返礼品開発などにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。令和3年3月議会で、私の質問で、鈴木馬左也邸の一

般質問で、町長が企業版ふるさと納税を創設して、活用も視野に入れてとの答弁をされました。企業版ふるさと納税の取組は進んでいるのか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。企業版ふるさと納税の取組につきましては、昨年7月に地域再生計画を作成し、国の認定を受けて本町への企業版ふるさと納税受入れを可能とする体制を整えたところでございます。これにより、以前から本町の御縁のありました株式会社サードウェブ様から、昨年度1,200万円の寄附を頂いたところでございます。企業版ふるさと納税による寄附実績については、現在のところこの1件のみでございますが、町のホームページにおいて募集を行うとともに、私が直接企業に働きかけも行ってまいります。

また、ふるさと納税の請負業者様とも、企業版ふるさと納税の積極的な取組をお願いしております。引き続き、推進してまいりたいと考えているところです。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。人口減少について、空き家の現状について、現在、町内の空き家は何件あるのか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。令和2年5月に作成しました高鍋町空き家等対策計画による空き家の数につきましては、315件でございます。その後の増減につきましては、調査をしておりません。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。空き家と危険物判定基準がAからDまでであるとなっておりますが、Aがすぐにでも利用可、Bが少しの修繕でも利用可、Cが大きな修繕が必要、Dが廃屋とのことですが、それぞれの件数をお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。315戸のうち、A判定が31戸、B判定が164戸、C判定が97戸、D判定が23戸でございます。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。空き家対策審議会では、今後どのような会議を開催するのか、また、会議は何回行うのか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。審議会では、倒壊の恐れのある空き家等を特定空き家等として認定するための審議等を行うこととしております。特定空き家等として認定されれば、立ち入り調査、助言または指導、勧告、命令、行政代執行などの措置を行うことができ、適切な空き家の管理ができることとなります。審議会の回数についてでございますが、現在コロナ禍ということで、審議会が行われておりませんが、年度内に1回は行いたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。ぜひ会議を行って、早め早めにスピード感ある体制でやっていただきたいと思います。

今、答弁がありました。Cの大きな修繕に空き家をオーナーが家賃を安くして、借りた方が自分の好きな形にリフォームする現場に工事で携わることができました。このような空き家が住める家に変えることは大変よいことだと感じました。こういう空き家をどしどし推奨していただきたいと思います。

次に、空き地及び耕作地の管理について、雑草は生い茂っているところが多いようだが、どのような管理を考えているのか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。空き地の管理につきましては、あくまでも所有者の責務ではございますけれども、近隣の住民の方々から空き地の雑草等の繁茂についての御相談があった場合につきましては、担当職員のほうで現地のほうを確認した上で町条例に基づきまして、その土地の所有者に対して適切な管理をしていただくようお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（坂本 弘志君） 農業委員会会長。耕作放棄地の管理の部分について、お答えします。耕作放棄地に限らず、農地の管理については農地法第2条の2に、「農地について所有権または貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業場の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。」とあります。

また、高齢者の方や町外在住の方が所有されているケースもあり、管理が行き届いていない状況も見受けられるところです。耕作放棄地について、草を刈ってほしいなど近隣住民からの苦情があった場合には、現地調査を行った上で所有者等に対して文書により適正管理についての指導通知を行っております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。雑草がすぐに生い茂ってきます。何回も何回も草刈りをしなければいけませんので、空き地や耕作放棄地の管理を相談に乗ってもらって、指導して環境をよくしていただきたいと思います。

町内の移住・定住について、どのような取組をされているのか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。移住・定住についての取組でございますが、町の事業といたしましては、高鍋町空き家バンク事業というものを実施しておりますが、そのほかに高鍋町移住支援補助金、移住相談会、移住・定住サポーター制度、移住・

定住ポータルサイト運営事業等を実施しております。また、本年度から新たに高鍋町お試し滞在制度補助金というものを創設いたしまして、開始しているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。今答弁されました高鍋町移住支援補助金はどのようなものか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。高鍋町移住支援補助金でございますが、こちら宮崎県外からの移住者で、県内において就職した場合に2人以上の世帯の場合に100万円、単身世帯に対して60万円を交付するという補助事業でございます。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。移住・定住関連事業の中で、求人サイトみちはたの現状について、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。求人サイトみちはたでございますが、主に移住希望者を対象にいたしまして、インターネットを介して高鍋町での仕事に関する情報提供を行い、移住・定住の促進を図ることとともに、町内企業等の情報を幅広く発信する本町独自の求人サイトでございます。現状、実績といたしましては、新規求人掲載件数のほうが39件、応募件数は56件、うち採用件数が16件となっております。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。空き家バンクリフォームの補助事業はどのようなものか、また支援金はどうか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。空き家バンクリフォーム等補助金についてでございますが、高鍋町空き家バンクの登録物件に対しまして、リフォームや家財道具撤去を必要とする場合、その必要となる経費の一部を助成いたしまして、空き家の有効活用による移住・定住の促進等を図ることを目的としたものでございます。令和3年度から事業を開始しております。実績といたしましては、現時点で家財道具撤去の補助が1件でございます。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。町内の移住・定住の中で、外国人の住民登録者の推移は。また、国籍と人数について、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。外国人住民の方で、住民登録されている方の人数の推移でございますけれども、令和2年3月末現在で男性30名、女性64名の計94名、令和3年3月末現在で男性25名、女性55名の計80名、令和4年3月末現

在で男性20名、女性40名の計60名となっております。

次に国籍についてでございますけれども、人数の多い順に申し上げますと、ベトナムの方が19名、中国、韓国、カンボジアの方がそれぞれ7名、ミャンマーの方が6名、以上が上位5か国でございます。そのほか、フィリピンやアメリカなど全部で14の国と地域となっておりますのでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。今の答弁で、コロナ禍の状況の中なのでしょうけど、人数が何か減っているように思われます。

次に、空き家バンクの実績について、伺います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。高鍋町空き家バンク事業の実績についてでございますが、昨年度の事業開始から現在までに13件の物件登録がありまして、そのうち2件につきまして売買が成約されているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。宮崎キヤノン株式会社の従業員数と高鍋町内に移住されている方の人数をお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。令和4年8月29日現在の同社の従業員数につきましては1,051人で、うち高鍋町内に居住されている方が260人でございます。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。キヤノンと地区との関係することですけど、雲雀山地区に新設された、真っすぐに伸びている道路があります。そこに道路を横断して、雨水を集積するための側溝があります。トラクターや何台もの車両が通行します。また、深夜も車両が通行するため、大きな音や振動が発生します。どうにかならないのかという相談が来ております。一度、手直しをしたみたいですが、音や振動はまだ変わっていないとのことです。建設管理課の担当者は現場を見て、再度検討していただきたいと思っております。

人口減少は、これから当然進んでいくと思われれます。高鍋町の活力を維持していく必要があるので、人口減少になっても高鍋町の活力を目指した計画を立て、農業、工業、商業をしっかり支援していかなければならないと思っております。高鍋町の未来のために政策をつくり、計画を実行していくことが大切だと思っております。

老瀬浄水場につきましては、以前から老朽化していると聞いております。これまでも老瀬浄水場の修繕を行っているようです。更新について検討を行っていると思っておりますが、どのように改築を進めているのか、お伺いします。また、浄水池、配水池も築造から50年以上経過しているということであれば、耐震についても不安があるが、この点ほど

うなのか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡部 忠士君） 上下水道課長。お答えをいたします。老瀬浄水場につきましてでございますけれども、現在、電気設備や浄水設備など基幹設備の修繕を優先して行っているところでございます。設備の重要度に応じまして、今年度と来年度の2か年度に分けて修繕を行っていくという考えで、現在進めているところでございます。浄水場と配水池につきましては、昭和40年代の前半の設計・施工ということでございまして、耐震については考慮されていない時期の設計でもございますことから、言われておりますレベル1、レベル2地震動には対応できていないところでございます。

耐震化の重要性については十分認識しているところではございますが、現実問題といたしましては、現在供用中であるということもございまして、その改修につきましては、長期の断水が必要となるということもございまして、そのために耐震補強というのが実際には不可能というところでございまして、新築で対応せざるを得ないということもございまして、今後、検討を進めてまいります老瀬浄水場の更新計画の中で対応していくことが望ましいというふうに考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。浄水場の更新については、相当な費用と期間が必要になることは容易に想像できます。これから人口減少に向けた経営の在り方も併せて考えていかなければならないと思います。そうはいつても、今後想定される大規模地震などの考えと、あまり時間がかかり過ぎるのも、町民としては不安があるところでございます。

老瀬浄水場の更新については、町民の生活に関わる重要な施設ですから、期間とスピード感をもって更新計画に取り組んでいただきたいと思います。この質問は、毎年多く発生する給水管と配水管の老朽化に伴う漏水事故の発生を抑えていくために、配水管の布設替えを積極的に進めていかなければならないと思います。

ここ数年、特に堀の内、下永谷のほうでは布設替え工事が多かったのですが、私も昭和50年代当初に、あの地域への配水管布設工事を行っています。あれから40年以上経過していますが、当時布設したビニール管の老朽化が始まって、それに対応するために布設替えを行ったほうがよいのではないかと、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡部 忠士君） 上下水道課長。御指摘のとおり、堀の内地区でございませうとか、下永谷方面につきましては、昭和53年から57年にかけての第一次拡張事業における給水区域の拡張に伴いまして、配水管を新たに布設していったものでございます。昨年度、一昨年度にかけてのその堀の内、下永谷方面での配水管布設替え工事が多かった理由でございますけれども、そちらの管路での漏水事故が頻発したことから、集中的に布設替えを行ったというものでございます。

配水管に用いられております硬質塩化ビニール管の耐用年数は50年以上と言われてい

るんですけれども、実際のところは布設された地質などの影響でございますとか、当時の布設状況、また管材の製造時の品質管理のばらつきなどによりまして、管体の縦割れでございますとか、継ぎ手部の破損によります漏水が発生しているところでございます。これは配水管に限らず給水管も同様の事例が発生しているというところでございます。

このことから、硬質塩化ビニール管の劣化が進行しているとは、一概には申せないわけでございますけれども、第一次拡張事業において布設いたしました配水管の一部におきまして、漏水事故の発生が多い路線があるということもまた事実でございます。そこで、漏水事故の発生が多い路線につきまして優先的に布設替えを行って、安定的な水道水の供給に支障をきたさないようにしているというところでございます。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。第一次拡張工事では、俵橋地区や鬼ヶ久保地区、染ヶ岡地区、脇地区などに配水管が布設されたと記憶しています。これらの路線についても順次布設替えを行っていかねばならないと思います。また、当然、耐震を考慮した管種での布設替えとなっていくのか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡部 忠士君） 上下水道課長。今、議員の申されたとおりでございます。今後も事故率の高い管路の布設替えを優先して行ってまいりますけれども、第一次拡張事業において布設した管路につきましては、年次計画を立てて更新する考えであります。また、現在、布設替えに限らず行っております新設管につきましても、全て耐震管を用いて布設しているというところでございます。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。浄水場の更新も重要ですが、配水管の更新も重要です。漏水が発生すると、道路の陥没や漏水処理のための断水、交通規制などで沿線住民の生活に大きな影響となります。また、これから想定される大規模地震の備えのためにも、耐震管による布設替えが急がれます。水道水を安心・安全に供給するためにも、老朽管の布設替えの推進を強く要望いたします。

次に、サツマイモ基腐病の感染防止対策として、隣接する畑にも薬剤散布を行ったほうがいいのではないかと、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長補佐。

○農業政策課長補佐（鍋倉 健仁君） 農業政策課長補佐。隣接する畑に薬剤散布を行うことは、感染防止対策として意義のあることだろうと思います。宮崎県発行のサツマイモ基腐病対策マニュアルでは、予防として約2週間おきに薬剤を根元にしっかりかかるよう散布するとされております。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。サツマイモ基腐病が発生した畑に薬剤散布をしても、菌を殺菌することは現状では不可能と思いますが、予防するためには発生する前の畑、あ

ぜ等に散布して、感染症を防いであうがいいのではないでしようか。また、発生が確認された後の対応では遅いのではないか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長補佐。

○農業政策課長補佐（鍋倉 健仁君） 農業政策課長補佐。サツマイモ基腐病が発生した圃場に薬剤散布をしても、菌を完全に殺菌することは難しいとされておりますので、やはり圃場に菌を持ち込まない対策を行うことが重要であると考えております。また、基腐病が発生した圃場につきまして、増やさない対策として周辺株を伐根し、速やかに薬剤を散布することが重要とされております。

しかしながら、広範囲に基腐病が発生した畑につきましては、菌を畑に残さない対策といたしまして、病害に汚染された大きな残渣は可能な限り場外に持ち出すとともに、持ち出しが困難な小さな残渣につきましては、地温が高く、土壤水分が確保できる時期に土壤にすき込む対策を行うこととされております。残渣分解が不十分な場合は、翌年度の作付けは見合わせることも一つの対策とされております。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。里芋やショウガ等は病原菌防菌のために、畑の移動、苗床の移動の際に、例として履物の交換、消毒等を行っているが、カンショは現在やっていないと聞きます。これからは基腐病の感染防止対策として、防菌管理を徹底したほうがいいのではないか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長補佐。

○農業政策課長補佐（鍋倉 健仁君） 農業政策課長補佐。県の対策マニュアルでは、靴の履き替え、または靴底の消毒、発生圃場で使用した敷材を別の圃場で使用する場合の洗浄など、必要な対策が記してあります。町といたしましても、これまで生産者に対しまして防除対策事業など、必要な情報提供は行ってきております。基腐病は防除がとても難しい病害ですので、生産者一人一人の防除対策の徹底がとても重要であると考えております。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。高鍋町燃油等高騰対策緊急支援事業では、A重油、軽油及び肥料の購入費用に対して補助を行うということですが、カンショには対象にならないと聞いていますが、なぜでしようか。また、サツマイモ基腐病に関する補助対応が遅いのではないか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長補佐。

○農業政策課長補佐（鍋倉 健仁君） 農業政策課長補佐。高鍋町燃油等高騰対策緊急支援事業についてですが、対象につきましては園芸作物の生産農家で、認定農業者、または専業農家かつ年間の農産物販売額が100万円以上の農家としております。また、期間につきましては、令和3年10月から令和4年3月の園芸作物生産に使用された肥料等を想定しておりますので、普通作物であるカンショにつきましては対象としておりません。

カンショの補助につきましては、サツマイモ基腐病の感染拡大を受けまして、育苗圃、

本圃におけるサツマイモ基腐病感染拡大防止に係る国県の支援事業がございます。町のホームページにも掲載しておりますが、各生産者には個別に事業の案内も行っております。

○議長（緒方 直樹） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。サツマイモの基腐病は、厄介な問題だと思います。関係者と連携して、対策をスピードをもってやっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（緒方 直樹） これで、春成勇議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をしたいと思います。再開は11時15分からといたします。

午前11時03分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

日程第1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 次に、15番、後藤正弘議員の質問を許します。15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 皆様、こんにちは。後藤正弘です。本日、忙しい中、傍聴席に来られた方に対し、厚く御礼を申し上げます。自分が生まれ育った町、高鍋町。自然、歴史、食などの多様な観光資源が狭い町の中にコンパクトにまとまっている町、観光客に対しての挨拶を欠かさないなど、住民の皆様の人柄の良さが他地域と比べて群を抜いており、ホスピタリティーという面でもうすばらしい町と私は思います。ソフトという面では、最高の強みだと思います。

自然、観光資源の多さと質も大事ですが、最終的には人が大事だと思います。高鍋町に行ってみたい、交流してみたい、住んでみたいと思わせることこそがツーリズムの原点であります。しかし、現在では残念ながら、個々の観光資源取組がそれぞればらばらになっている印象が強く、点としてそれぞれ存在するが、面、線となっていない面も思うことが多々あります。

集客のターゲットも定まっていないと思います。観光に関する予算もほとんどないということであり、そのため、観光戦略そのものがまだ不十分な印象を受ける日々ですが、今後、観光におけるストーリーづくりやブランド戦略、情報発信について早急に取り組んでほしいと思います。例えば、時間と金銭面、ゆとりがあり、学習意欲も高く、シニア層をターゲットとした町全体一つの仮想大学と見立て、歴史、自然、健康、食などを学ぶコースをつくるという手法はどうでしょうか。それによって、それぞれ観光資源を連携させて、ストーリー化、体系化することができると考えます。

また、飲食店が町の規模に対してかなり多く、全国屈指の焼酎の蔵元を要しながら、ギョウザの町高鍋、そのことがほとんど知られていないのも残念であります。特産品や郷土

料理を有効活用して、焼酎の町、食の町としてのストーリー、ブランドづくり及び情報発信もこれから期待したいと思います。また、他町にない公共機関があり、高鍋土木事務所内児湯農林振興局、高鍋保健所、高鍋税務署、国税庁、宮崎地方法務局、宮崎県東児湯消防組合消防本部、その他15か所全て22か所存在しています。先人がつくり上げてきた人の思いやり、便利のよいまちづくりが、このことが今後、議員に課せられた布石でないでしょうか。

少し長かったです。今回の一般質問は、自分にとっては最後の一般質問となります。感慨無量ですが、頑張ります。

それでは、通告に従い、議長の許しを受け、一般質問に入りたいと思います。質問事項について。1、町長施政方針について。町長施政方針の中で、今、新型コロナウイルス感染が地域経済にすごい勢いでまん延しているが、そのような中で町長の任期もあと残すところ約2年と数か月となり、高鍋町長として当選された後にコロナウイルス感染対策も網羅され、つくられた施政方針について、10項目についての達成すべき目標について伺い、同様に、短期・中期・長期に分けられ、進められてきた施政方針の現時点での進捗度を伺います。また、詳細の中で気になる点については議席より質問いたします。

次の質問事項2、ヤンバルトサカヤスデまん延防止について。町営住宅火災後について、4、ごみ問題について、5、交通問題について、6、国県への要望について、それぞれの質問の要旨については発言者席よりお聞きしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。施政方針における10項目の達成すべき目標の進捗につきましてですが、現時点ということでお答えいたします。農畜産業支援につきましては、5月に特定非営利活動法人宮崎有機農業協会の設立総会を開催し、有機JAS登録認証団体の立ち上げに向け、準備を行っているところでございます。

商工業支援、企業誘致及び観光促進につきましては、官民連携により駅前ロータリーの整備や蚊口海浜公園周辺の民間遊休施設の再生が進んでいるところでございます。また8月に、上杉鷹山公NHK大河ドラマ化高鍋町推進協議会の設立総会を開きました。今後、姉妹都市である米沢市及び朝倉市とともに要望活動等を行い、NHK大河ドラマ化への機運が高まることを期待しております。

高齢者、子育て、福祉の充実につきましては、7月に健康に関する正しい知識などを身近な人に伝える健康アンバサダーの養成講座を開催いたしました。今後も引き続きスマートウェルネスシティの実現に向けた取組を進めていくこととしております。

教育支援、文教の町の再生につきましては、8月に明倫堂の教えを作成し、全戸配布をさせていただきました。今後、小中学校の教材としても活用していくことで、ふるさと教育の推進と住んでいる町に誇りを持つために重要な、シビックプライドの醸成を図っていきたいと考えております。

社会教育の推進につきましては、柿原政一郎記念高鍋図書館におきまして、6月から毎

月1回蔵見学ツアーを開催しております。保管している木箱や古文書に触れ、親しんでいただくことにより、古文書だけではなく、柿原政一郎記念高鍋図書館の歴史や明倫堂書庫、毅堂書庫などへの理解を深めるきっかけにいただければと考えております。

また今年9月10日には観光協会の御協力により、郷土史家岩切昭一氏の書簡集を出版することになります。今後は高鍋歴史文庫として町内の歴史家の方々の本も出版してまいることになります。今後の高鍋町の歴史の伝承に役立つ資料となることを考えているところです。

防災、環境整備、美しい高鍋づくりにつきましては、宮越排水機場整備促進期成同盟会の飯干館長をはじめ、地域住民の皆様及び国土交通省宮崎河川国道事務所様の御尽力により、長年の悲願でありました宮越排水機場が9月1日に暫定運用を開始いたしました。今後、将来にわたりまして、町民の皆様の安心・安全に大いに寄与するものと期待しております。

人口増加、移住・定住支援につきましては、昨年度開設いたしました空き家バンクが本格稼働し、徐々にではありますが、物件登録が増えてきております。今後も空き家バンクをさらに充実させ、移住・定住の促進や地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

役場の活性化の推進につきましては、講師を招いての講演型の形式での職員勉強会の開催、さらに今年度も昨年を引き続き、若手職員が自主研究グループを立ち上げ、積極的に活動しております。私も活動成果等の報告を楽しみにしているところでございます。このような取組の積み重ねが、職員の皆様の資質の向上につながると考えているところです。

以上が現在の主な進捗でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いている状況ではありますが、今後もやるべきことを迅速、かつ確実に推し進めてまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。それでは、詳細の中のまた詳細ということになるんですが、その中でちょっと聞きたいことが、高鍋駅舎周辺及び蚊口浜公園の整備促進について書いてあるんですが、ちょっとピンとこない部分があり、グラウンドデザインにしたいだけるともっとよいのではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。高鍋駅舎及び蚊口海浜公園周辺の整備に関しましては、町だけではなく観光協会や民間企業など多様な主体による個別施設の計画のほうを検討されており、現時点ではそれぞれの計画が工事期間等もまちまちでございますことから、実施主体間での構想の共有が必要になっている状況でございます。

先般、関係者が集まりまして、個別計画の共有を図ったところではございますが、今後、細かな変更等も見込まれているというところではございましたので、引き続き必要に応じて協議の場を設けることで確認をしたところでございます。御提案の内容につきましては、

民間事業者等による整備計画の進捗把握に努めながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。次に、高鍋城址舞鶴公園の整備の促進についてとも書かれていて、先ほど町長のほうもNHK大河ドラマ推進協議会を発足されたということでしたので、今後、舞鶴公園も少しずつドラマの拠点として活用される楽しみがあると思いますが、他県と比べて負けないような環境整備はこれから行われていくのでしょうか。お聞きします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。現在、社会資本整備総合交付金で舞鶴公園の老朽化施設改修工事といたしまして、昨年度、案内看板の改修、照明灯の改修を行ったところでございます。今年度、維持管理のための園路改修等を行います。また展望のための木の伐採等も予定しております。今度も町民の憩いの場となり、観光客が増えるように舞鶴公園の整備を行ってまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。次に、持田古墳群、高鍋大師、花守山の整備促進について、ということがうたってあったんですが、持田古墳群は現在、日本遺産になり、山の神塚付近でのにぎわいも多くなってきていますが、年2回の草刈り及び神事も開かれ、住民のボランティアで四季折々の花も咲いています。しかしながら、駐車場、トイレ施設がないため、路上駐車、男性は放尿と、古墳見学にもままならない、このようなことであります。このような解決策はあるのかをお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。持田古墳群は、昭和36年に国の史跡として指定を受け、地域住民をはじめとする多くの方々の御協力により現在まで守り継がれてきた貴重な文化財でございます。この貴重な古墳群を保存し、多くの方々に公開すべく、平成13年度に持田古墳群整備計画書を策定し、平成14年度から18年度の5年間にわたり、整備の基本となる古墳群の確認調査を行ってまいりました。

この整備計画書の中では、駐車場やトイレなどの施設をはじめ、持田古墳群のガイダンス施設の建設など、持田古墳群について分かりやすく解説するとともに、古墳群を散策しやすい環境の整備を行うことを定めておりますが、町の財政状況や開発事業への対応の急増に伴う人員不足などの理由により、平成19年度、国県と協議し、計画に基づく事業の推進を当面の間見送ることとなり、現在に至っております。

しかし、令和3年度に持田古墳群や高鍋大師が日本遺産に認定され、来訪者の増加も見込まれることから、古墳群周辺の環境整備の必要性が高まっていることは事実でございます。計画の再開ができないまま15年以上が経過いたしました。その間、花守山の整備や東光寺・鬼ヶ久保線の道路改良工事が進むなど、計画策定時の状況とは大きく変化して

おります。

今後は、道路改良事業の完了に合わせて、施設整備を含めた計画の改定を進めてまいり予定でございますが、これまでの間は花守山の駐車場やトイレの利用の周知に努めてまいりたいと考えているところです。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） それでは整備促進にこれからまた始まるということで、町長からはお聞きしましたので、安心しました。

次に、2番、ヤンバルトサカヤスデまん延防止についてで、それではヤンバルトサカヤスデに関する研究について、伺います。経緯、共同研究会概要、各関係機関の役割、忌避剤とは、これからの目標をお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。まず経緯についてでございますけれども、国立大学法人宮崎大学では、過去に宮崎県木材利用技術センターと共同でゴキブリやナメクジなどの害虫に関する研究を行ったことがあり、それを応用できる可能性があったことから、当課職員のほうが大学にヤンバルトサカヤスデについて相談を行ったことがきっかけでございます。

次に、共同研究の概要でございますけれども、不快害虫ヤンバルトサカヤスデに関しまして忌避剤の研究及び開発でございます。各関係機関の役割につきましては、高鍋町が町内における実地実験、データの取りまとめ、大学のほうが試験装置の開発や実地試験における技術支援、センターのほうが屋内試験データの取りまとめ、試験方法考察となっております。

忌避剤とはどういったものなのか、についてでございますけれども、現在、使用しております駆除剤につきましては誘因作用があり、おびき寄せて駆除するものでありますので、家の周囲に散布いたしますと、ヤスデが寄ってくるといったデメリットとともに、その後大量の死骸処理の手間等の課題がございました。今回、研究を行います忌避剤につきましては、殺虫ではなく寄せつけないことを目的としておりますので、死骸処理の手間はもちろんのこと、ヤスデ自体を見ずに済むといったことが大きなメリットでございます。

最後に、今後の目標についてでございますけれども、家屋周辺にヤスデを侵入させないための忌避剤の利用と合わせまして、生活圏外の道路際等で駆除剤を散布するといった使い分けを行うことによりまして、住民の方々が不快害虫と直接向き合わずに済む生活ができるようになればと考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。季節も9月に入り、またそろそろヤンバルトサカヤスデも目を覚まし、姿を現す時期となり、個々の家庭内での不安感は否めませんが、多大な町の協力により薬剤の配付等の支給により、住民感情は少しではありますが、和らいでき

ています。また、このような忌避剤の研究が進められ、家の中へのヤンバルトサカヤスデの侵入を防げることであれば、苦節10年来の希望として光が差しつつあると思います。

研究が成功するまでには、まだまだ期間が必要だと思いますが、早急に開発していただきたいと思います。ヤンバルトサカヤスデまん延地域を拡大させてはいけないと思う気持ちは、絶対にこれからも町長をはじめ担当課長には継続していただきたいと思います。

今まで言われている、言われないと分からないヤンバルトサカヤスデが出れば連絡をし、駆除をしてもらう、そんな中開発された忌避剤は住民に対して希望でもあり、町自体が一步先を見ている希望のあかしだとも考えております。毎日、深夜、夕方、早朝、現在の薬剤をまき、早朝出勤する前に早起きし、犬走を死んだ何千や何万匹のヤンバルトサカヤスデの死骸を清掃する、そのような時間があれば、これからは住民の皆様がほかのことに時間がつくれ、安心な生活ができる世の中を願って、次の質問に移ります。

3番、町営住宅火災後について、改修工事委託設計については、議会承認は得られているが、現在の状況と今後の対策をお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。1月と3月に火災が発生しまして、現在、設計改修業務委託を発注する準備を行っており、9月末の入札にかける予定でございます。設計に最低4か月ほどかかるということで、来年度、住宅改修発注工事を発注しまして、来年度内の完成を目指しております。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。火災が起き、そのことで火災を出していない住民が被害を被る事例はあったのか、お伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。1月に発生しました舞鶴団地の火災におきましては、火元が4階であったため、消火活動の際の水が3階、2階の住宅へ流れたために、家財等が使えなくなるなどの被害がございました。また3月に発生しました小丸団地の火災につきましては、火元が1階であったため、上階の、上の階の窓ガラスが割れるなどの被害が発生しております。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。被害を被った住民に対してどのような処置を行ったのかをお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。被害に遭われた入居者に対しましては、家賃の減免等の対応を取らせていただいたところでございます。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。先ほど、小丸で1階が火災になり、上階、ガラスが割れたというガラスの対処はもうされているんですか。窓ガラス。

- 議長（緒方 直樹） 建設管理課長。
- 建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。ガラスの対応はもう終わっております。
- 議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。
- 15番（後藤 正弘君） 15番。その処置に対して住民の不服申立てはなかったのか、お伺いいたします。
- 議長（緒方 直樹） 建設管理課長。
- 建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。火災直後は補償等の要望がございましたが、家賃の減免等の対応や別の町営団地への移転希望などに個別に対応したところでありまして、その後の不服申立て等はございません。
- 議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。
- 15番（後藤 正弘君） 15番。次に、火災が起き、実際、数か月が過ぎていて、迅速に工事を行うまで何日間の事務的作業を必要とするのか、お伺いいたします。
- 議長（緒方 直樹） 建設管理課長。
- 建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。今回の火災は、火元以外の住居にも被害が拡大しておりますので、改修工事をするためには設計が必要となっております。改修工事完了までに時間を要しますが、何日間というのは今お答えできませんが、火災保険を請求するため、火災発生から遅くとも3年以内に全ての事務作業が完了する必要がございます。
- 議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。
- 15番（後藤 正弘君） 15番。私も今初めて3年以内っていうことを聞きましたので、住まわれている方が安心するような形での迅速な対応っていうのは必要かなと思っており
次に、工事着手後、数か月はかかるとは思いますが、この間、住民に対してどのような対策を講じるのかをお伺いいたします。
- 議長（緒方 直樹） 建設管理課長。
- 建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。改修工事が必要な住宅を火元を含めて7戸ございますが、全てのこの7戸の全ての住民の転居を終わっておりますので、改修時点へは特に影響はないものと考えております。
- 議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。
- 15番（後藤 正弘君） 15番。被害を被った住民に対して部屋等の修理対策はどのようなことを行ったのかを、ちょっとお伺いいたします。
- 議長（緒方 直樹） 建設管理課長。
- 建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。先ほども申しましたが、窓ガラスの修理、それから壁の汚れ、焦げ等の洗浄などを行っております。
- 議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。
- 15番（後藤 正弘君） 15番。今後、火災が起きた後の迅速な改修工事ができないか

ってということで、マニュアルづくりが必要と思うが、そのことに対してはどう思われるか、お伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。今後、火災が発生した場合、火災の規模等にもよりますが、迅速に改修工事等ができるように、今回の事務作業等をまとめまして、マニュアルの作成について検討してまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。これは少し私の実体験なんですけど、住宅火災については私自身も地域住民の家が火災になったことにより、リアルに初経験をしたばかりですが、このときに思ったことは、まず火災が発生したら119番通報、消防車が到着するまでに何もできないので、近隣に住んでいる住民の避難を最優先とし、安全な場所まで誘導。中に住民が取り残されていないかを確認し、コンロ用ガスボンベ等の爆発音などをそのとき聞いたのですが、駆けつけてきた消防団の職員にそのことを詳細に報告し、鎮火するまでの間、第一発見者ということで警察職員に2時間ばかりの事情聴取を聞かれました。

内容としては火災を発見した時間と、なぜここにいるのかの経緯、消防に通報した時間、最初の煙の色、火災を起こした近隣住民の関係、不審者は見なかったかの確認など、最後に私が言ったことの再度確認、調書を取られ、印鑑がないので、左手人差し指で黒の朱肉にて捺印しました。また、同じことを消防職員にも聞かれ、そのとおりのことを話しました。そして、火災は鎮火し、そのときに周りを見て初めて気づいたのですが、東児湯消防署、地元消防団をはじめ、各消防団が来てくれたのを、また町長をはじめ総務課、福祉課、地元公民館長をはじめ、住民などの方たちが来ていたのを気づきました。改めて御礼を申し上げます。

その日、警察や東児湯消防職員のおかげで、コンセントによる漏電火災と判明し、やっと肩の荷が取れました。その日に社会福祉協議会より火災を起こした住民のところへ毛布、御飯類、飲み物、マスク、ティッシュが運ばれ、困らないよう何でも言ってくださいということのひと言を言っていただきました。また、そのときは地区公民館長、福祉課の計らいで公民館を借り、寝泊りができるように助けていただきました。現在は建設管理課へ相談し、舞鶴町営アパートに引っ越し、再起すべく頑張っていただけのところなんです。好意に甘んずることなく、次のステップになるよう頑張らせなくてはならないと思った次第でした。当時はいろいろとありがとうございました。

次に4番、ごみ問題についてですが、家庭用ごみをどのくらい量が出ているのかを伺います。燃やせるごみ、資源ごみ、燃やせないごみ、粗大ごみについて、それぞれどのくらいの量なのか、また西都児湯管内において高鍋町は多いほうなのかをお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。令和3年度のごみ量でお答えいたしますと、家庭から排出されるごみ、いわゆる家庭系一般廃棄物につきましては、燃やせるごみ

が3,377トン、資源ごみと燃やせないごみを合わせまして716トン、粗大ごみが146トンでございました。西都児湯管内で人口規模が違いますので、一概にごみ総量での比較は難しいものがございますけれども、人口1人当たりのごみ量に換算いたしますと、高鍋町は272.1キログラムとなりまして、新富町に続きまして管内で2番目となります。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。次に、不法投棄の状況についてをお伺いいたします。

どのような不法投棄がどのくらい行われているのか、またどのようなものが捨てられているのかをお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。不法投棄につきましては、職員による啓発や注意喚起を行っているところではございますけれども、令和3年度に相談、連絡を受けたものは人目につかない山中での不法投棄や指定されたステーション以外でのごみ出しなど様々でございまして、計36件ございました。廃棄物の内容につきましては、生ごみから大型家電まで多岐にわたりまして、最大で軽トラック約4台分の量がございました。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。それでは、そういったごみを減らす対策をこれからどのように考えているのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。ごみの排出抑制やリサイクル推進につきましては、町の広報誌やホームページ、ごみ分別カレンダーや出し方豆辞典などでPRしながら、町民への啓発に取り組んでいるところではございます。今後も引き続きまして、関係機関と連携し、ごみの減量化に向けました活動を推進するとともに、不法投棄に関する啓発やごみ分別等についても併せて周知を行ってまいると考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。以前、私の地区でも不法投棄の実例があり、不法投棄ごみを回収した後、看板などを設置していただき、現在は少なくなっておりますが、また近隣住民との話し合い、よく話し合い、よく捨てられていた場所には草刈りなどをし、常に人の気配を忍ばせながら、現在もそのようなことを継続しております。報告いたします。

次に5番、交通問題についてですが、最近では本町でも他町でも交通死亡事故が多いですが、警察や関係機関との連携はどうなっているのかをお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。警察や関係機関との連携についてでございますけ

れども、特に交通死亡事故が発生した場合等につきましては、警察や関係機関立会いの下、事故後に速やかに事故現場検討会を開催し、再発防止に向けた対策を講じているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。ついでなのですが、最近では老人が横断歩道のない道路を渡り、での接触事故や車とバイクの接触事故、携帯をしているの事故などの事故が多発していますが、分かれば本町で起きている過去5年間から現在までの事故発生とどのような対処を行ってきたのかをお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。本町における過去5年間の事故発生件数でございますが、平成30年150件、死者4名、負傷者162名、令和元年137件、死者2名、負傷者163名、令和2年93件、死者2名、負傷者109名、令和3年106件、死者ゼロ、負傷者139名、令和4年7月末時点での数字でございますが43件、死者ゼロ、負傷者52名となっております。

どのような対処を行ってきたのかにつきましては、先ほど申し上げた事故現場検討会の開催、それから見通しが悪い場所につきましては、枝を落としたり等の対策を行っているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。毎年こう見たら、減ってきているということで、対策がしっかりなされてきているんだなと思っております。また、それでは最近では若者の暴走行為が多少あるように感じますが、特にバイクの騒音が目立つようになってきていると思われることについて、お伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。町でも若者の暴走行為の事実は把握をしております。発生地域にお住いの方々の不安解消、それから交通安全等の観点から警察署に対しまして地域の巡回や違反行為の取り締まりの強化を依頼しているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。今後の注意啓発活動について、何かあればお願いいたします。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。今後の注意啓発活動につきましては、春、秋の全国交通安全運動や飲酒運転根絶運動など年間を通じまして警察、交通安全協会等との関係機関と連携いたしまして、引き続き交通マナーの大切さを訴えてまいりたいと考えており

ます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。8月に9地区から牛牧、南牛牧、中尾、市の山、小並、またそれに関連するやまばと保育園やうからの里、鈴山荘、高鍋警察署に対して信号機設置要望に係る署名が1,145名分を提出されたということをお聞きしましたので、交通事故のない道路にしたいがための思いと取組と思っていますので、後押しをのほうを町長をはじめ執行機関の皆様をお願いいたします。

6番、国県への要望について。要望書は重要で、切実な問題を国県へ要望していますが、喫緊の問題はどのようなものか伺い、コロナウイルスがまん延し、3年ほど国への陳情が行けてないとも思われます。その間、要望書の対処方法はどのように行ったのか、お聞きいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。国県への要望についてでございますが、国全体に関わる喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対応につきましては、町村会として感染症対策、経済対策について、その都度要望を行っております。また政府の予算編成施策につきましても、町村会として要望を行っているところでございます。高鍋町単独の要望事項につきましては、毎年議会とも協議を行いながら、関係省庁に要望を行っております。本年度は国道10号線の4車線化、片側2車線、及び一級河川小丸川に架設されている竹鳩橋の架け替えについて、要望を行う予定でございます。

そのほか、竹鳩橋や宮越排水機場の設置など個別事項につきましては、防衛省や国土交通省、宮崎県選出国會議員などに対して随時要望を行っているところでございます。今後、高鍋町在住の県議會議員が加わっていただけると、大変心強いと考えておるところでございます。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。これまで私と関わり合った住民の皆様、後輩議員や同僚議員、そして先輩議員、町長や副町長、当局執行部の皆様、職員の皆様、まだまだ今月21日までは議会は続きますが、一般質問については2022年9月7日をもって、無事終了することができました。私の一般質問は無事終了することができました。これもひとえに皆様のおかげだと感謝しております。ありがとうございます。それでは、これで後藤正弘、最後の一般質問を終わります。

○議長（緒方 直樹） これで、後藤正弘議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩に入りたいと思います。再開を1時15分からといたします。

午前11時58分休憩

午後1時15分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

日程第1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 次に、1番、田中義基議員の質問を許します。1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） こんにちは。1番の田中義基でございます。皆さんは、今朝の空を見上げられた方、いらっしゃいますでしょうか。台風一過とはよく言ったもので、厚い雲、暑い空気、全部吹き払いまして、空いっぱい秋の雲が広がっておりました。ついでにコロナの災いまで吹き飛ばしてくれればいいなと思ったんですが、残念ながらいまだに新型コロナウイルス第7波の感染状況は落ち着きを見せておりません。小学校では1学年が閉鎖になったということを知っております、今日から。まだまだ通常の社会生活に完全に戻るためには時間が必要だと思われませんが、傍聴においていただいている方々も含めて、皆さんしばらくは注意した生活を続けてまいりましょう。

今回、質問させていただくのは、大きく2点、臨時議会を除けば、現在の議員構成での定例会議は今回が最後になります。12月以降は新しい議員体制による議会での審議が始まりますので、この最後の議会での一般質問のトリを務めさせてもらえるのは、本当にありがたいことです。

それでは、まず企業立地奨励条例の内容とその運用についてですが、これまでの議会におきまして、何名もの議員の方が関連する事項の質疑、質問を行われ、それに対してそれぞれ答弁されてこられましたので、以前にも答えたことでもあるし、それと同様のお答えになるかもしれないがとお思いでしょうが、私自身の考えの再確認のためにも、改めてこの企業立地奨励条例の内容と運用に関して、もう一度原点に立たせてもらっての質問をさせていただきます。

この高鍋町企業立地奨励条例、その目的条項には、「町内への企業の立地を促進するため、工場等を設置する者に対して奨励措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって町勢の発展に寄与することを目的とする。」とあります。要するに、この条例、思い込みだと思われるかもしれませんが、あくまでも新たな雇用の場を確保するために、町外からの企業を誘致して奨励する措置の規定だと理解してしまいます。

そこでお尋ねです。まず1でございます。企業誘致推進のための施策は、これまでどおりこの条例を基本と位置づけて、今後も継続されていけるのか。また、②です。町長はどのようなビジョンを持たれて、企業誘致を推進していこうとされているのか、改めてになりますが、お伺いします。そして、③そもそもこの条例の奨励制度の内容は、そのビジョン実現のための材料として適合したものと判断されておられるのか、以上、お伺いしておきます。

この質問事項のそのほかの項目4、5と大きい2番、これまでの質問案件のその後の進展についての1番から4番につきましては、発言者席からお尋ねいたします。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。まず、企業誘致推進のための施策についてでございますが、これまでどおり高鍋町企業立地奨励条例を基本とし、各種の奨励措置を行うことで、企業立地の推進を図ってまいりたいと考えております。企業誘致推進のビジョンにつきましては、企業誘致は高鍋総合計画に示されているように、活気があふれる、生き生きと働ける町を実現していくために重要な施策と位置づけております。

また高鍋町総合戦略でも、仕事をつくる、働くことへの希望を実現させることを目標に、仕事の創出を図ることとしております。ビジョン実現のためには、本奨励制度は不可欠なものと考えております。また、ビジョンとしましては、日本は産業立国の国であり、企業の納税、企業の雇用から生まれる納税で国や地域は成り立っています。地方の自治体にとりましても、産業振興は極めて重要な取組になります。教育、医療福祉は国の制度下であり、他の自治体と基本的に制度上はそれほど大きな差は生まれません。

しかし、地域の産業振興は自治体の裁量に任されています。産業振興は住民の豊かさと幸せを生む雇用の場をつくります。産業振興の差で自治体の勢い、自治体の豊かさ、自治体の差が生まれます。産業振興は積み重ねであり、長年にわたれば大きな差を生みます。逆に、産業振興を怠れば、自治体は疲弊してしまうことになります。企業誘致を含む産業振興は転ばぬ先のつえであり、常に怠るわけにはいかない重要な事業です。

私が町長に就任するまでの高鍋町は、平成2年の株式会社ハタダ・インターナショナル・テキスタイルの企業誘致以来、30年間で町外から誘致できた企業は、平成25年の特殊医療機器技術の株式会社ユニフロー様だけです。株式会社ハタダ・インターナショナル・テキスタイル様跡の工場に、平成27年にサンプラス株式会社様が来られていますが、サンプラス株式会社様は就労継続支援A型事業所です。企業というには特殊な施設でございます。

振り返れば、例年にわたり産業振興には遅れを取っていたこととなります。株式会社ユニフロー様とサンプラス株式会社様は、幸いにも企業のほうから高鍋町に来てくれた事例です。企業誘致は、企業誘致の制度さえつくれば企業が来てくれるわけではありません。企業誘致は事務的な手続きをすることでもありません。また、補助金を出すことでもありません。それは、二次的な作業に過ぎないと考えます。

企業誘致は、情報を収集し、可能性を探り、機会をつくり、チャンスを生かし、積極的な営業活動で高鍋町をアピールすることによって可能になり、実現します。南九州大学跡地の宮崎キヤノン株式会社様も、IT企業のエイムネクスト株式会社様も、道の駅機能を持った株式会社デイリーマムマンマルシェたかなべ様も、南薩食鳥株式会社様も、株式会社メモリード宮崎様の温泉への誘致も、日向利久庵様も、全て向こうから来た企業ではありません。積極的な情報収集と営業活動により誘致して来ていただいた企業です。

現在、調整中のTMRセンターも、積極的な努力をして、誘致へと推進しているところでもあります。積極的な誘致活動で欠かせないのは、どのような企業誘致奨励条例があり、

どのような奨励措置等が提案できるかです。高鍋町は周辺市町村と比べ、条件が優れているような奨励措置を持っているわけではありませんので、苦心、工夫のいるところです。本年、近くになります11月11日と12日にエイムネクスト株式会社、清社長様がIT系の企業十数社を高鍋町にお招きいただき、LPWAによるデータ通信ネットワーク実験実証をする企業を誘致する会議を開かれます。私はそこで話をするようにと申しついております。

内容は、もちろん高鍋町の魅力と、高鍋町が誘致企業をどれだけ後押しできるか、他の町より企業誘致に積極的であるかという話をする事になります。高鍋町に立地を検討する企業にとって、メリットがあるということをお話しなければなりません。自治体の裁量の範囲において、産業振興には企業誘致条例は欠かすことのできない条例です。全国どこの自治体も企業誘致に取り組む制度は必ずあります。

また、条例にあります企業誘致の業種選定の件ですが、高鍋町の企業立地奨励条例には、観光施設という定義があります。この観光施設という定義は、時代の変化、消費者ニーズの変化により、進化、変化していく産業構造の中で、新規の事業を受け入れる許容力と受け入れる幅を持ち、極めて有効です。観光とは、国の光、優れたものを見るという中国の言葉が語源です。現在では、名所・旧跡を見て回るという旧来の観光の概念からすると、見る、聞く、味わう、体験する、感じる、表現する、あるいは学ぶ、などという多種多様な要素が含まれています。

食、あるいは地場産品、あるいは医療、スポーツ、癒し、芸術、教育、工場等々、多種多様に観光の枠は広がっており、その分、観光業、観光施設という業種選定による枠組みは、多様化する企業誘致の業種選定において幅を広げることも可能であり、許容力あり、柔軟で極めて有効に機能します。

飽食の時代と言われて久しく、飲食、食は今最も大きな人を呼ぶ観光資源、観光業、観光施設であることは明白な事実であり、そこをあえて細かく分類してしまっただけは、逆に多様性を拒み、混乱を招くことになり、今後の飲食業の発展を阻害することになります。大事なのは、観光業、観光施設の枠組みの内容をどう捉えるかです。今変えるべきは、一つ目に企業立地奨励審議会であると考えます。

審議会には、豊富な経験を有する優秀な経営者、また大学の経営学教授など、学識経験者等、時代の変化に対応した見識を持った審議員が加わる必要があると考えます。また二つ目に、企業立地奨励条例措置の適用を受けた企業は、施設の建設等において地場企業との連携、もしくは競合することを促すような規定も必要なことであると考えます。企業立地奨励条例措置の適用を受けた企業は、他の自治体の業者と連携することは避ける必要があるのです。

年間の固定資産課税免除に関しては、企業は土地、建物、機械設備を所有している限り、固定資産税を払い続けます。企業の経営が永続的に行われる期間と比較すると、3年間は一瞬にすぎません。企業は成長発展するからこそ設備投資をします。産業振興を図る自治

体は、その後押しをする誠意を示すのは当然なことと考えます。設備投資があった後、新製品の開発、さらには成長雇用が生まれる。雇用は設備投資の後に生まれる、その視点に立った雇用条件なしでの1,000万円以上の設備投資に対して、3年間の固定資産税免除を実施する条件は平成27年、今から7年前に企業立地誘致の申請が全くないために、あえて設けられた条例であり、議会で御承認を受けておられます。

多くの零細中小企業へやる気と勇気をもたらす制度になったと考えます。企業の設備投資を支援するのが企業立地奨励の目的の一つであり、固定資産税の課税免除措置に目先の判断で軽々に条件を付すなど、あり得ないことだと考えている次第であります。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。もう質問終わりますと言いたいぐらいに、登壇をされての答弁にはえらくビジョンに関して特に長く答弁いただきましたけども、結構多岐にわたる問題の答弁を頂きましたので、どこにどういう形で突っ込んでいいのかっていうか、正直その後段のほうのお話っていうのは、私の質問の内容の中身まで含まれた答弁をされておりますんで、あとの質問をどうしようかなとふっと思ったりしたところでございます。

いずれにしても、今まで答弁されてきた、これまで議会で話されてきたことのお考えを踏まえておられたもので、一貫したものと、それは当然だろうと思いますが、それを受け止めまして、早速この条例、本題に進めさせてもらいます。この条例の内容と運用に関する質問を続けさせてもらいます。

今日は議員4年の任期の最後ですので、自身の思いと意見の確認の意味を込めまして、述べさせていただきますが、まとまりがちちょっと浅く、少々長くなるかもしれません。陳腐な考察だと思いいになるかもしれませんが、聞き取りの際に質問趣旨をお渡しておりますんで、それを見ていただいて、もちろんそのための先ほどの答弁かもしれませんが、判断の上であえて述べさせていただきますので、御了承いただければありがたいです。

これまでの議会での、この条例に関する議員の方のいろんな思いやお考えを伺い、そして議場でのやり取りから、対象となる立地の解釈という問題と、奨励措置の一つの課税免除の内容の問題、この二つが見えてくるんじゃないかと思えます。後者については、私の雇用の場を設けるための施策として、免除条件に雇用者数は必要だという思いは変わりませんので、あえて述べません。条例の内容とのからみは多少混在した発言をしまいそうですけども、ここは前者の立地の解釈という問題について考えてみたいと思えます。

先ほども申しましたが、条例目的の冒頭に、町内への企業の立地とあります。まずその奨励対象となる事業者、企業の立地の判断に、今、三つの運用の解釈がされているんじゃないかと思えます。その一つ目は、これはもう純粹に町外、よそからですね、町内へ新しく企業が誘致されること。平成元年にこの条例が制定された当初は、奨励内容は課税免除だけでしたけれども、町外から何とかして企業を誘致したいという思いから、この解釈運用での条例制定がされたものだったと思っています。本来は、この解釈で運用されるべき

で、現在の条例でも素直に読み込めば、その目的に沿った奨励対象の立地と、そう解釈できます。

次、二つ目ですけれども、これまでに誘致されてきた企業、また平成元年の当初条例制定以前に、町内で起業されていた、起こされていた企業も立地対象と見ること。一旦、誘致企業と認定されれば、条件が整えば継続して何度でも対象とできるという解釈です。これについても、現条例の、先ほどありました工場等の新設・増設、この定義に当てはめれば、その解釈でいってしまうのは致し方ないでしょう。

三つ目ですが、これはなかなか読みづらんですが、最近答弁等に聞こえ始めた飲食業・小売店等が業態を変更して、工場に該当するようになった場合は立地対象とすること。これは既に数店の飲食店、小売業店、商店等が製造工場を設置することで立地とみなし、この条例の奨励措置を適用させている事例もございますよね。ごくごく最近のことですが。

以上、三つの解釈があります。その三つのうちのまず二つ目についてなんですけれども、その後段のほう、既に町内で起業されていた企業も対象とするというやつ、この解釈の根拠について、3月議会でのどなたかの一般質問への答弁に、奨励措置のうちの固定資産税課税免除の措置が、特別な幾つかの企業、これまで町産業の振興と発展に寄与してこられた企業、そこへの感謝とお礼の優遇措置の免除の意図も含まれるとのニュアンスで語られていたように思います。

これはちょっとまずいんじゃないでしょうか。私は、平成21年当時、現職のときに税務課に在籍しておりました。そのときのこの条例の改正では、現在の日向市と門川町、ここにあります条例と同様に、首長、町長が認めれば、条件以下、またはどちらかが整っていなくても奨励措置が認められるという特例条項を規定しています。これだと、奨励条件から外れる幾つかの事業者も、固定資産税課税免除の奨励措置に該当することになってしまうので、担当課に聞き取りをしたことがあります。

何でこんな条項を入れることになったのかと。それに対して、本来ならそのような条項を入れることは適切でないという国からの通知が来ていることは承知だが、外部からこれまで免除されていた事業所が該当にならなくなってしまうとまずいからとの、上からの指示があったと教えてくれました。

そういった企業への配慮が今でも、それこそ継続されているんだなという思いを今持っているところです。当然、27年の改正でその不適切な特例条項を改められましたけれども、奨励条件のハードルも大幅に引き下げられて、課税免除の雇用人数条件もなくなってしまうので、それはそれで継続されていることに違いないと思います。

その配慮されている事業者、確かに貢献度は高いことは承知しております。おっしゃったように。ただ、その貢献に報いるための目的で、この条例を適用させるのは無謀で、無理があると思えます。報いるべきと考えられるんだったら、例えば立地企業褒章の制度とか、貢献企業優遇の制度とか、これらの制度を制定して対応すべきなんじゃないかと思っています。

次に、戻りますが、お忘れかもしれませんが、三つ目についてなんですけれども、業態変更業者のことですけれども、確かに町内の飲食店・小売業等が、いわゆる業態を変えて新たな工場等を設置することが町内の企業立地だと言われればそうなるんでしょう。業態変更の意味はちょっとよく分からないままなんですけれども。以前、町長が言われたように、この飲食店・小売業等の積極的な設備投資も含んで、条例の奨励措置を適用させて運用していくと言われるんなら、それはそれで大いに結構だと思います。

しかし、条例を見ても、これまで飲食・小売業等の事業者に対してこの解釈での運用は考えられていなかったと思いますし、何か後づけみたいでなかなかそこまで読み込み解釈するのは無理があるんじゃないかと思います。3月でしたか、商工会議所さんをはじめ、その幾つかの関連団体の代表の方々がどう情報を入れられたのか、議会でやろうとした、この条例改正の阻止のために議長に要望書、意見書を提出に来られました。議長からの要請を受けましたんで、私もその場に同席させてもらって、話を伺いましたが、お出でになった方々の多くがその時点まで、この条例が全ての業種を対象としたもので、その奨励を受ける際のハードルが上がってしまって、産業振興を妨げることになる、そういう意図の発議を議会がやろうとしているんじゃないかと、そういうふうに理解をされて、反対の要望に来られたようでした。

ですが、お話を伺う中で、改正しようとした行為についての理解は頂きましたけれども、代表のどなたかの発言に、議会がそういう改正を望むのなら、併せて積極的に設備投資した飲食店、小売業等も奨励対象として規定するとか、あるいは何らかの奨励措置の制度をつくる努力もすべきではないか、との要望も出されました。それは議長にではなく町長に申し上げていただきたいなというふうには思いましたが、議長はしっかりとお聞きしておくと判断の下、その要望書を受理されたことがございます。

その方が言われるとおり、先ほど町長も言われていましたが、確かに最低でも1,000万円、それ以上の資産が用意できる基盤のある事業所でなければ、何の奨励も受けられないという説明を聞かれたら、店舗改装とか規模拡大や新規開店でもしようと思われ、いわゆる中小、小売業、飲食業等の方々は、当然この条例に不公平感をもって、納得されないんじゃないでしょうか。真つ当な御意見だと思います。

そこで、やっとな質問に入ります。もうお読みなんだろうけども、今後、いわゆる業態変更しないまでも、何らかの設備投資を行って、規模の拡大や新規事業に取り組む飲食店・小売業者等に対しても奨励措置について一考すべきではないでしょうか。既に制度化されている創業支援事業補助金ですね、先ほどもどなたかの一般質問でもございました——と違う趣旨での立地企業としての奨励措置の意味合いです。いかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。ちょっと長きにわたり、論旨が少しつかめない。幾つかちょっとポイントになったことを言いますが、特に私はいろんな商工業者の方とお会いします。特にお会いして大事なのが南九州化学と宝酒造様です。いろんな意見を交換させてい

いただきます。南九州化学様は、今年で70周年です。宝酒造様は73年目になります。こないだ、ある商工会議所の集まりでお会いしたとき、こういうことを言われました。社員が変なチラシを持ってきたと。設備投資をしている、その固定資産免税を受けることが悪いことですかと、私に言われました。

私は、こう答えるんです。いいえ、とんでもございません。固定資産免税というのは、長年の3世代にわたっての地域への貢献、当たり前のことです。そのようなことを言っている町民はいないはずですよと、お礼しかありませんと、そういう意味でのお礼であり、誠意です。これですね、固定資産免税、別に必要ないとすれば、必要ないで済むんです、企業は。そう大した額ではございませんから。

ただ、このやり取りというのは、非常に大事です。そして、そのような情報が、悪い情報が入ることは次の投資、あるいは全国に工場を持っている企業は、ほかのほうに目が向きます。本社へそのような情報が流れるからです。だから非常に私はここを注意しなければいけないというふうに思っています。

それと二つ目、業態変化ということと言われましたけれども、飲食業が業態変化というのは、これはちょっとおかしな解釈で、飲食業は観光業、観光施設に入ります。これは西都市の条例の中にも観光業というのがあって、橋田市長と何度もお話ししています。飲食業をどういう認識ですかと。観光業だとおっしゃいます。私も観光施設だと思つと。人を遠くから呼び集める。そういう認識です。業態変化ということは、例えばですよ、それを言っても飲食店がものをつくって売る、これ工場をつくらなくても一生懸命やるんです。それと拡張するときできるんです。拡張するときだけというのは、業態変化ではないということです。そここのところは、ちょっと言葉がありませんし、まず観光業で飲食業は捉えられるということは、隣の町と解釈が違っていいはずがありません。そこを認識しておく必要があるかと思つます。

それから、新規創業の推進等につきましては、これは私はいろんな飲食業も含め、いろんな業種体の経営者の方とかなり密にコミュニケーションを取りながら、要望を吸収してもらつております。様々な補助、助成、これ国の補助、県の助成等も含めて、いろいろと商工会議所を特に通しながら支援をしていく部分があります。その間を補うのが町の支援だろうと思つます。

企業立地奨励条例が今度ももしいろいろと疑問があるなら、もっと関係団体とコミュニケーションを取り、意見を交換しながら協議していく。このことが大事だということをお伝えしておきたいと思つます。

○議長（緒方 直樹） 田中議員、暫時休憩よろしいですか。

1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。観光業、飲食店もしくは小売業者等に対しての奨励措置について、一考すべきじゃないかという質問に対しての答弁だということですが、しかし私も、最初の、既にあった企業に対しての答弁に関してですけれども、誰もその免除

が悪いことだとは決して言うておりませんよね。どなたが言ったか分かりませんが、私は言うておりません。それに、その条例の中にそれをつくること自体が制度的に無理があるんじゃないかという言い方をしていますよね。

それと、いつの間にその飲食業を観光業という名目で持ってこの条例の中に適用させようとされたのか、ちょっと意味が分からないところがございますけれども。いつものとおり熱く語っていただきましたけれども、ここまで申し上げましたが、この条例の対象となる事業者、企業の立地の判断に、私はこの複数の適用解釈がされているということは、全て今まで述べてきましたが、条例上のこの運用というのは、自由さは持っていますが、少々曖昧なんじゃないかなというふうに思っています。このようなことを考えましたら、少なくとも事業者、町民には少しでも曖昧さを与えずに、この条例の公平、公正さを示すためにも制度を考慮すべきじゃないかということをお知らせします。

例えば、雑ですけども、本条例はあくまでも読みやすく、町外からの誘致企業への奨励措置に特化させると、当然合わせて、積極的に設備投資する全ての会社、観光業と言いましようか、ホテル・飲食店・小売業者等とともに事業を拡大する、これまでの町内に立地された企業も含めて、奨励対象事業者とする制度を改めてつくったらどうかということなんです。

あるいは、現条例の奨励対象事業者に設備投資する全ての会社やホテル、観光業ですね、飲食店もおっしゃったけども、小売業等もそう規定して、その上で奨励措置の種類と内容を、種類ですよ、内容ですよ——を町外からの新規誘致企業と既存誘致企業とで区分をするという、そんな手法もあるんじゃないかというふうに思っています。

いずれにしても、本条例の本旨であります企業を誘致することによって、雇用を生むこと、これはもうずっと、先ほども、前の一般質問の中にもありましたが、その雇用を生むことがより可能となることを担保することを主眼にして、このような本条例の改正等を進めていくべきだと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。まず幾つかございましたけれども、先ほど、その業種ですね、観光業、観光施設、先ほど長々と申した中に言ったと思いますけども、極めて幅広く許容力のある捉え方なんです。これ、飲食業一つを加えたとしても、じゃあほかのホテル、旅館から始まって、レジャー施設、スポーツ業、いろんなのがもう観光業種の中に入りますんで、そのたんびに加えていくかという話になります。それは、それでいいのかもしれませんが、まず今、変える必要もないのに、前もってそこを入れるというのがおかしいんです。

何度も申しますけど、観光業、観光施設というのは、幅広くその業種の中に入るということの認識が極めて大事です。また、雇用を生むために企業立地奨励条例があるという、それはそのとおりでございます。ただ、その設備投資をしたとき、すぐには雇用は生まれませんがほとんどです。そこで新商品が生まれ、あるいは改革をし、あるいは新たな取

引先がその設備投資によって生まれる。その後に雇用というのは生まれるのが物すごく多いんです。

だから、最初から雇用の条件を出してしまうと、該当するところが少ないということですよ。そのことは、僕は、平成なんですかね、7年前に条例を変えられたのは、そのポイントがあったというふうに思われます。企業誘致にあまりうまくいっておられなかったんで、その許容力を広げることによって、雇用は後から生まれるんだという、これ経営にとって非常に大事なことで、設備投資をすると同時というよりは、その後に生まれるという、この観点がないと、これ理解しておられないというふうに思わざるを得ません。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。私の条例なり、読み込みの理解の不足だということでおっしゃったんですけども、ちょっと執行部にお伺いしますけど、執行部としてはこの立地奨励条例の目的第1項の中の流通関係施設、または観光施設、この中にホテルとか飲食業が入るという認識の下に、町長にはおっしゃっているのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午後1時48分休憩

午後1時49分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。企業立地奨励条例の中にございます観光施設についてでございますが、第2条のほうで定義づけされておまして、「観光施設、専ら観光、スポーツ、またはレクリエーション事業に寄与することを目的とした施設であって、風俗営業の対象とならないものをいう。」というふうに定義されております。個別の施設の様態等につきましては、その判断は申請計画の中で判断していくべきものではないかというふうに考えております。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。ごめんなさい、その申請計画ってというのは、この立地奨励条例の申請って意味ですか。会社組織をつくるという、ごめんなさい。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。奨励条例の指定事業者になるために提出を求めています申請計画でございます。会社の新設、増設、事業拡大の計画等がうたつてあるものでございます。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。じゃあこの第2条の6項の観光施設、これが例えばホテルが、例えばスポーツレク、キャンプ誘致とかそういったものに特化した施設であることによって、この奨励条例の申請をされる。あるいは飲食業が観光業界、観光業者、観光者あ

たりが飲み会、飲食に来る、この形に特化した飲食業である部分での観光施設だというような判断をしろということなんでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 何度も申しますけど、観光施設、観光業というのは幅広いんです。だから機能するということであって、これは前も申し上げた。西都市長と何度も話しました。観光業、飲食店入りますよね、入りますと。お互い認識をしています。そこを、今の食という観光の大きな原点である事業を観光業に入れえないところは、基本的にはございません。細かく分類していければありますが、そのたんびにやらなきゃいけない、おかしなことになってきますんで、そこに漏れる業種が逆に出てきてしまうということを考えておかないと。

そしてまた、もう一つ私言いましたのは、この観光業という捉え方の中で観光施設という、審議委員ですね、その中に経営の豊富な経験のある人や大学教授等を入れることで、この枠です。新たな観光という新たな業種が生まれることに対しての認識が必要です、というふうに捉えているところです。これ、今ある問題でもございませんが、このような状況は必要であろうというふうに思っておるところです。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。ですから、その幅広い解釈があいまいだということはずっと申し上げていて、決して飲食業が落ち込んではいけない、先ほどコロナの関係の促進法なり、制度なりっていうのがありましたよね、当然それはやるべきですし、飲食業が落ち込んでしまうのは非常に寂しいし、そういうことはあってはいけないというのは十分思います。ただし、その扱いのための町として、行政として手段を講じるためには何らかの明確なものがあってほしいということを、ずっと申し上げている。そういう意味で、今回質問させてもらったんです。

もう大丈夫ですよ。そのいろんな団体、関係団体等の意見を参考にされて、今後、改めて条例の内容を精査して、条文の適格な解釈を行ってもらって、もちろん現在の町の財政状況も鑑みて、情勢状況に合致した奨励制度を盛り込んだ議案改正の提出をぜひ考えていただきたいなのを、切に願っております。その期待を込めて、質問いたしました。

（発言する者あり）いや、結構です。質問も結構です。何かと反論ですか、反問ですか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 企業立地奨励条例は、基本的に企業を後押しするためにあるんです。要するに、この町で頑張ってもらいたい。だから、こういう免税措置、あるいは補助金を出しますよと。その支援のためにあるということの基本を捉えてないと、出さないためにあるのではないということです。これを基本的に考えておかないといけないということです。

そして、もう一つまた、もうちょっとつけくわえて。様々な地元の業界の方とコミュニケーションを取って意見を聞いた上の判断でないと、これはこの議場だけの議論ではおか

しくなりますよとお伝えしておきたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。もちろん、そうです。いろんな業態の方と色々な話をし、この議場だけの町長の思いだけでそれが進むというのも、ちょっとおかしいと思いますから。その辺もぜひ一緒に、我々議員も一緒にやりたいなと思います。執行部の課長の方々とともに一緒にやりたいと思いますので、その辺は一緒にやらせていただきたいというふうに思います。

次に大きな2番ですが、これまでの質問案件との、その後の進展についてお伺いいたします。まず31年3月にやったやつですが、改正水道法につきまして、水道事業関係者の責務明確化、それから広域連携の推進、適切な資産管理の推進及び官民連携の推進等を目的とした改正水道法について質問し、特に水道施設の更新等につきましては、老瀬浄水場の移転をも含めて総合的に検討を行っているところだと答弁いただいています。

これは先ほどの春成議員でしたか、質問等ございましたけれども、それにお答えいただいています。また広域連携につきましても中部地区水道企業協議会を設置して、その中で協議を重ねているところだとの答弁をもらっております。コンセッション方式の導入につきましては、今後の動向を注視してまいりたいと考えているとの答弁でしたが、そこでお尋ねいたします。まず水道施設更新と広域連携の検討経緯について、お教えてください。

○議長（緒方 直樹） ちょっと暫時休憩させていただきます。

午後1時56分休憩

.....
午後1時56分再開

○議長（緒方 直樹） 失礼しました。再開いたします。

○議長（緒方 直樹） それでは、改めていきたいと思います。

上下水道課長。

○上下水道課長（渡部 忠士君） 上下水道課長。お答えをさせていただきます。まず水道施設の工事についてのお尋ねのほうからお答えをさせていただきます。水道施設の更新につきまして、今回は特に老瀬浄水場と青木配水池の更新を指しての御質問と、それに対するお答えをさせていただいたところでございますけれども、4月以降改めて施設の老朽化と劣化の状況を確認したところでございます。春成議員の一般質問にもお答えさせていただきましたとおり、計画的に設備修繕を行っているところでございますけれども、将来の老瀬浄水場の更新を考えますと、どの程度の、現在行う修繕ですね、その修繕レベルが望

ましいのかという判断がまず必要になってまいります。

続けて更新を行うとすれば、それはいつになるのか。更新を見据えてどの程度の期間、施設を延命させるのかという問題も出てまいります。現在、そして将来の経営状況を勘案しながら、老瀬浄水場と青木配水池の更新については検討を進めていかなければならないと考えているところでございます。

次に、広域連携の検討の件についてというお尋ねでございました。そちらについてお答えさせていただきます。先般、頂戴いたしました一般質問におきまして、中部地区水道企業協議会において広域連携の協議を重ねているというお答えさせていただきましたところでございますけれども、今般のコロナ禍にございまして、その協議会の会合が開催されていないというところでございます。その間、同協議会の会員でございます新富町水道事業と一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団さんとの間におきまして、経営統合の協議が進行しているところでございます。この協議会における広域化協議につきましては、それを受けまして仕切り直しということになるのではないかとというふうに考えております。

さらに、県におきましては令和3年6月以降、宮崎県水道広域化プランというものを作成中でございまして、今年度に入りまして2回の県内の全水道事業体参加による会議が開催されたところでございます。その中で、様々な広域化に係る具体的な検討内容が示されたところでございます。この広域化につきましては、県を県北、県央、県西の三つの県域に分けるというものでございまして、これ高鍋町は県央になるんでございますけれども、その大きな枠の中でそれぞれの水道事業体が広域化を検討するというものでございます。

ただ、会議に参加して何となく分かってきたんですけれども、ただこの広域化の考えにつきましては、近々の事業統合、経営統合を目指して検討を進めるというものではございません。まず窓口の業務でございますとか検針業務、財務システムとか、施設台帳システムといった各種の業務の共同化によるコスト削減が図れないかというところに、その検討に重きを置きまして、その中からメリットが大きいと判断されれば、それぞれの事業体の枠を超えて共同化を進めていってはどうかと、そのことが将来の広域化の最初のステップになるのではないかとという判断の下、行われているというものでございます。

県においては、県域ごとに事業体が集まりまして、各テーマの検討を進めていくとしておりますことから、引き続きその会議に参加して、その実現の可能性を探ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。施設の更新に関しましては、先ほどの一般質問の中にもありましたので、よく理解をしております。それと広域連携の話、これも共同化を柱とした広域プラン、これについても今後ちょっと注視をしていきたいなというふうに思っております。

それでは、前回も話しましたコンセッション方式の導入についての動向、これの判断はどういうふうな状況になったのかだけ教えていただけますか。

○議長（緒方 直樹） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡部 忠士君） 上下水道課長。コンセッション方式導入についての動向と判断はというお尋ねでございますけれども、まずコンセッション方式導入についての動向でございますけれども、今年の4月1日から宮城県において宮城型管理運営方式と呼ばれますコンセッション方式が導入されているところでございます。国内においては幾つかの水道事業体はその検討を始めているということは伺っているところでございますが、それ以上のことはあいにく伺っていないところでございます。

コンセッション方式導入についての判断というところで、水道事業でございますけれども、こちらは住民の福祉増進を目的とした重要な生活インフラでございます。自治体の責任において住民生活に密着したサービス、つまり低廉にして正常な飲料水の安定供給を図って行くことがその使命となっております。私どもの高鍋町水道事業におきましては、これからも引き続きその使命を果たすべく経営努力を継続してまいりたいというふうに考えております。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。これについての前回の質問の締めにも申しあげましたけれども、老朽化した水道管や施設等の更新を急ぐということは、当然災害対策の一環としても大事なことです。それがコンセッション方式より民間企業活用でよいのかどうかということは、今後の水道料金の値上げ問題だけじゃなくて、安全面としても水質維持と安定供給という本来の公共性をどういうふうに担保させていくか、という点も含めて、我々ももっと関心を持つべきだというふうに思っています。今後もしっかり検討の上、判断していただきたいというふうに思います。

それと2番です。下水道事業の広域化、これも共同化計画についてなんです。下水道事業を含んだ汚水処理事業の広域化・共同化計画、この策定を県が主体となって2022年度までにつくれという指示があったことを取り上げて、そのうちの下水道事業の広域化に絞って質問したところでしたが、県が作成したものであっても、県及び関係する町と今後どのような取組が必要になるかを検討して行っていきたいという答弁がございました。

特別会計から企業会計へと転換時期で検討されているということも同議会に答弁として出されましたけれども、そんな状況の中だけでも、ぜひ3町において持続的で効率的な経営の形態が可能というのであれば、難しいんでしょうけれども、しっかり進めていくべきではないかという意見を、その際に述べさせてもらっております。まずその中にありました企業会計の転換推進というのは進んでいるんでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡部 忠士君） 上下水道課長。下水道事業の企業会計への転換につきましてでございますけれども、令和5年4月から会計方式を公営企業会計方式へ移行させるに当たりまして、現在、計画的に準備を進めて、移行作業を行っているところでございます。現在までに固定資産調査ですとか会計システムへの会計システム導入に向けた作業を

行っているところをごさいますて、今後、例規の整備でございますとか、職員研修を実施いたしまして、令和5年4月から遅滞なく公営企業会計へ移行できるよう、現在取り組んでいるところをごさいます。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。それと、3町での広域化・共同化の検討のその後はどういふふうな状況でしょうか。

○議長（緒方 直樹） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡部 忠士君） 上下水道課長。下水道事業の広域化・共同化につきましてでございますけれども、こちらのほうは御存じのとおり令和4年度末までに県が汚水処理に係る広域化・共同化計画を策定することになっております。当町といたしましてはその計画に沿いまして、近隣自治体と汚水処理施設の統廃合の可能性及びその効果について、来年度以降検討してまいりたいというふうに考えているところをごさいます。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。ぜひ3町になるのか、2町になるのか分かりませんが、持続的で効率的な経営の形態が可能というのであれば、難しいんでしょうけれども、しっかり来年度以降検討を続けていただきたいというふうに思っております。

それと3番です。わかば保育園の子育て支援センター併設についてでございますが、平成30年の公立保育園在り方検討委員会の答申、この中の子育て支援センターの併設の記述を取り上げまして、わかば保育園にその施設を設置できないか、という質問を展開いたしました。

答弁では、わかば保育園の大規模改修工事に当たり、子育て支援センターの併設ということも一つの選択肢として考慮に入れて、慎重に協議を進めてまいりたいということもございました。そこで、既に現在、大規模改修工事が始まっておりますけれども、その慎重な協議の経緯を含めて、センター併設の具体的検討はなされたのか、そしてその判断はどうだったんでしょうか、お願いします。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。わかば保育園における地域子育て支援センター併設の具体的検討は、についてでございますけれども、わかば保育園の大規模改修において新たに改修する多目的ルームなどを活用して、地域子育て支援センターを設置できないか、検討を進めているところをごさいます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。検討を進めていただいていると。選択肢としていただいたことはよかったです。以前に改装図面を見せてもらってまして、そのスペースが取れるのかっていうのはちょっと心配ではありますけれども、まずはセンターの基本事業であります子育て親子の交流の場の提供と、あと相談援助、それから情報の提供、これができる

えすれば結構なことだと思いますので、ぜひ検討を進めていただきたいというふうに思います。

それと4番です。消防指令業務の共同運用化について、令和3年、去年ですけれども。将来の消防の広域化を目指すための前段階の手順として、令和6年4月をめどに消防指令業務の共同運用を目指す計画があることを質問いたしました。その時点では、まだ共同運用センター設置の検討要旨資料等の提供も、県からまだ来てなかったという状況だという答弁でしたけれども、その共同運用センター設置の検討要綱資料などは各町村に対して提示があったんだろうと思うんですけども、その内容というのはどうなっているのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。本年2月に開催をされました宮崎県市町村消防広域化検討会で県が示した資料によりますと、共同整備消防指令業務の指令センターですね、こちらを共同整備した場合における初期導入費用は最大で約39%、維持費用は年間最大で約56%縮減との試算が出されております。また、通信指令員等にかかる人員の削減につきましては、最大約49%の削減、人数にして42人程度の削減が見込まれております。

しかしながら、その実現に向けましては、共同運用の方式、費用負担、人員負担、運用ルールの統一などの課題解決が必要であるとの報告が、併せてなされたところです。この資料等も参考に、東児湯消防組合として共同運用に参加するかどうか、これまで検討がなされたところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。実は今年の6月の県議会議員でしたですか、県議会である県議がこの消防指令業務の共同運用化について質問されました。県の執行部からは、令和3年度にその共同運用のための初期整備に要する費用の試算を行って、各県内市町村に提供したと答弁があったようでございます。これが先ほどの答弁の内容でしょうけれども、これまでの準備を経た結果、この9月には参加合意のための協議が開始されるということみたいな答弁でございました、そのときは。さも共同運用は決まったようなやり取りだったんですけども、そこでお伺いいたします。ここに至るまでの協議の経過は、どのようなものだったのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。これまでの協議経過について、お答えいたします。先ほど答弁いたしました宮崎県市町村消防広域化検討会での説明を受けまして、東児湯消防組合での正副管理者会が開催をされ、2月25日を回答期限とした共同運用への参加意向調査の対応について協議が行われております。この協議では、財政負担が不透明であることなどに鑑み、県内全ての消防本部が参加をする共同運用であること、共同運用に関わる庁舎整備、維持管理費等の必要経費を全て明示すること、それから初期整備費及び維持

管理費に対する県の財政支援、この三つを条件に参加するということが決定をされました。

しかしながら、その後、不参加を表明した消防本部が出てきたこと、それから県の財政支援についても初期整備費のみの支援であることが判明し、維持管理費についての支援はないということで、先ほどの参加の前提条件であるその三つの条件が満たされないという状況になりました。

8月に、東児湯消防組合の構成町の町長、財政、消防担当課職員、及び消防組合で最終の協議を行いまして、不参加本部がある場合、共同運用の効果が薄れ、費用負担が増大する恐れがあること、それから現在、消防組合で運用しております火災発生時のサイレン吹鳴、防災無線放送、消防団員の招集メール送信などが共同運用で可能かどうかは現時点では不明であること、それから消防組合独自の試算結果では、単独整備等共同運用における10年間分の費用負担で、約3億円の負担増が想定されることなどから、その共同運用の必要性については十分認識はしているものの、共同運用への参加を希望しないという判断に至ったところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。ちなみに、現在のところでの参加をしないというふうに決定されていない団体というか消防は、お分かりでしたらお教えてください。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。現在、現時点でその参加の意向を確認の調査というのがありまして、全部で10の消防本部がございまして。希望するとして消防本部が全部で五つ、それから希望しないとして本部が四つ、日向市消防本部、串間市消防本部、西都市消防本部、東児湯消防本部の四つが参加を希望しないということ。それから都城市消防局は、参加をするしないをまだ明確にしていけないので不明ということで、結果希望する本部が五つ、希望しない本部が四つ、不明が一つという割合になっております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。よく分かりました。消防の管理者、また副管理者も含めて消防の組合の方としては、本当によく判断されたなと思います。財政的な比較分析もされたことでの判断もそうですけれども、何よりも前回も申し上げたように、消防職場と職員の労働環境や労働条件の劣化、それから悪化を招かぬようにすること、特に管内住民の生命を守るというサービスの低下、これを招くことがないように配慮しながら、今後もしっかり業務を進めていくことを前提に判断されたとは私は思っております。本当に英断だと思います。

質問については以上ですが、冒頭にも申しましたけれども、次回定例議会での一般質問者、そのメンバーを大きくさま変わりすることになるでしょう。この一般質問の場が、議員はしっかり施政に対する思いや問題点を挙げて質し、執行部もそれに対して丁寧に明確

に答弁され、ともに一緒に町の発展を目指す方向を見いだす、そういう場であることを確認し、そうなることを願っております。私もその中に参加させてもらえればいいなと思いつつながら、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（緒方 直樹） これで田中義基議員の一般質問を終わります。

○議長（緒方 直樹） これをもって一般質問の全てを終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時 17 分散会
